

第171回厚木市都市計画審議会

森の里東地区の 都市計画変更について

議案第1号 厚木都市計画緑地の変更

議案第2号 厚木都市計画土地区画整理事業の変更

議案第3号 厚木都市計画地区計画の変更

令和6年8月6日

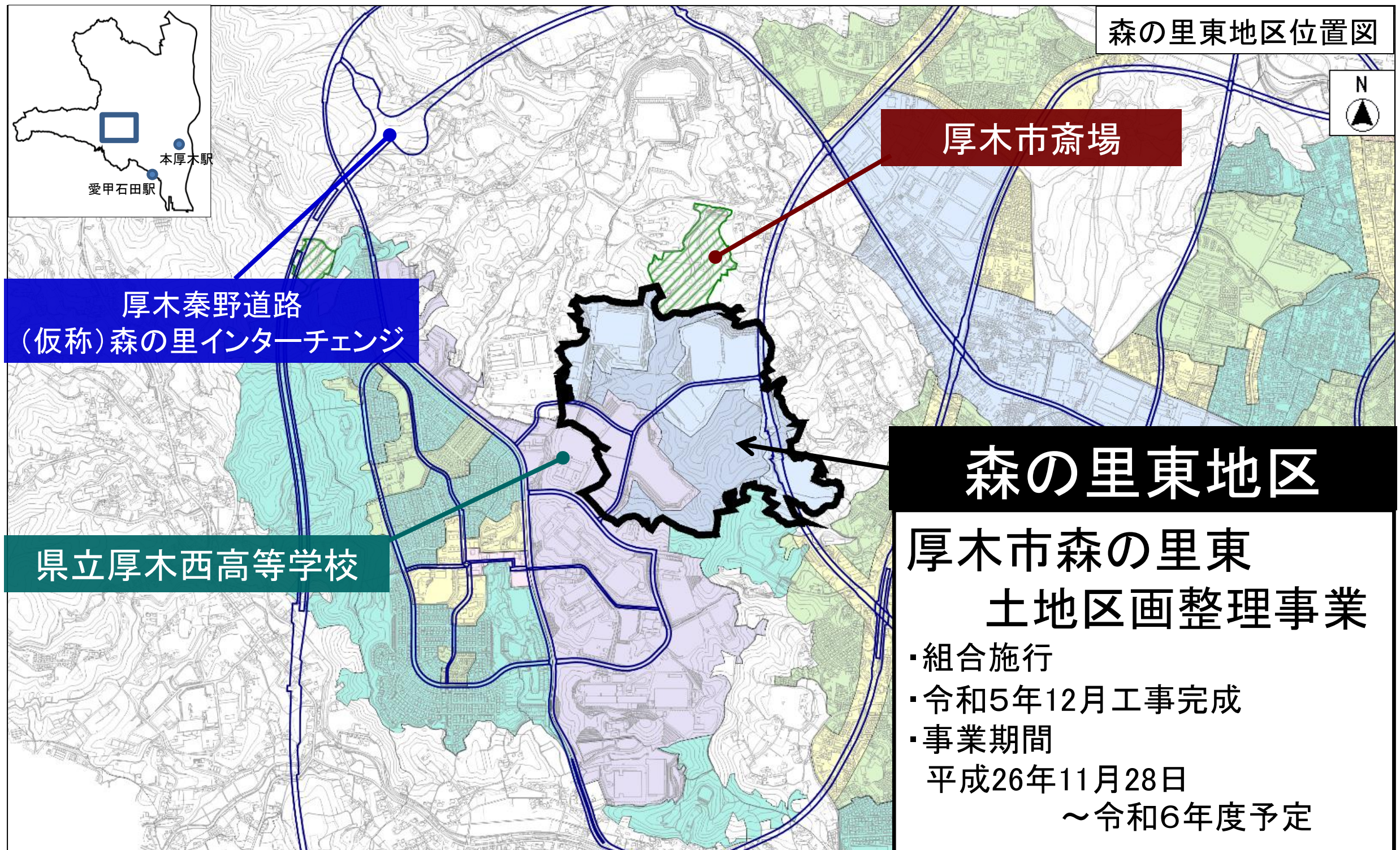
1 都市計画変更の概要

2 議案第 1 号 緑地の変更

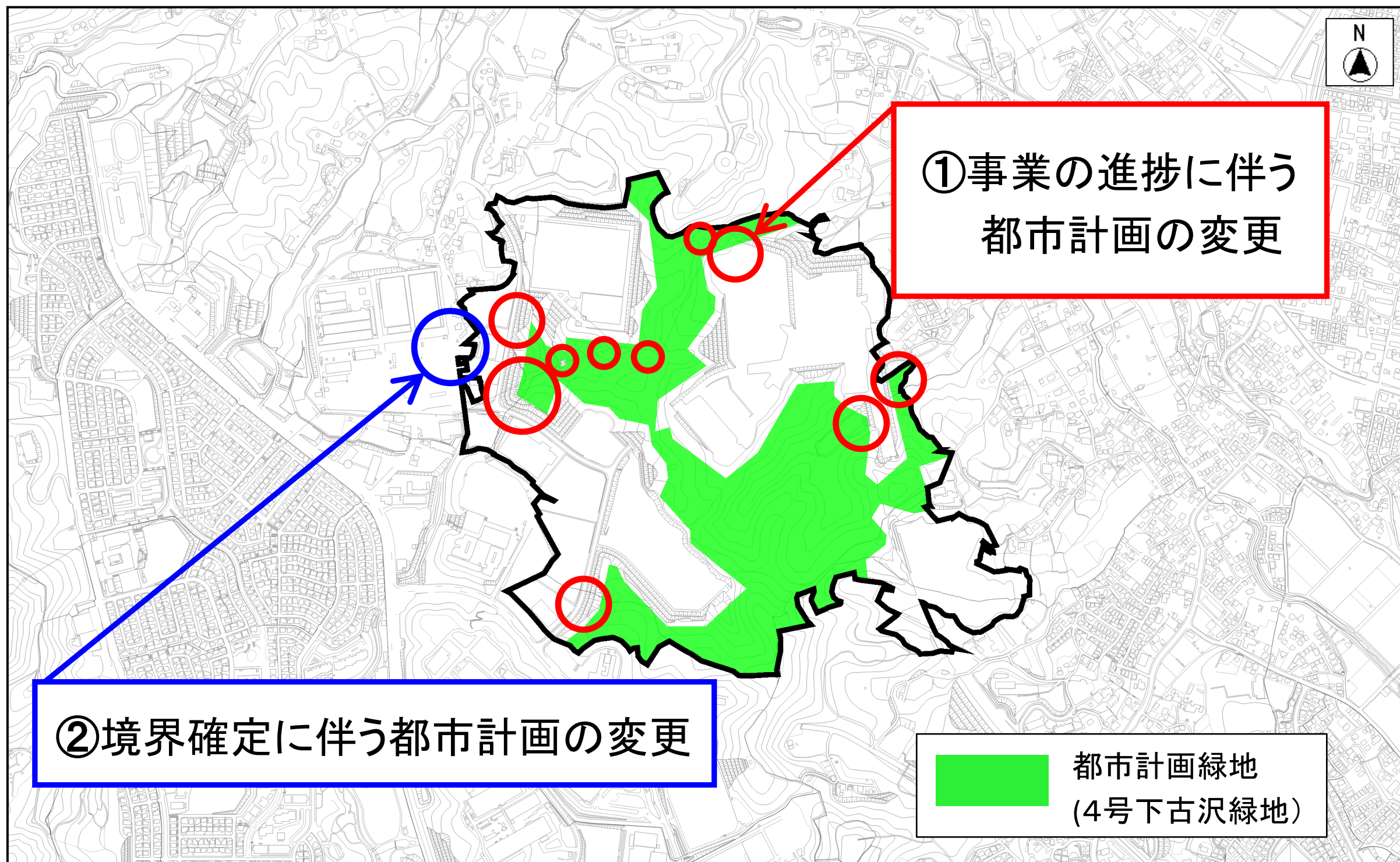
3 議案第 2 号 土地区画整理事業の変更

4 議案第 3 号 地区計画の変更

5 今後の都市計画手続(予定)



■ 都市計画の変更の理由



1 都市計画変更の概要

2 議案第1号 緑地の変更

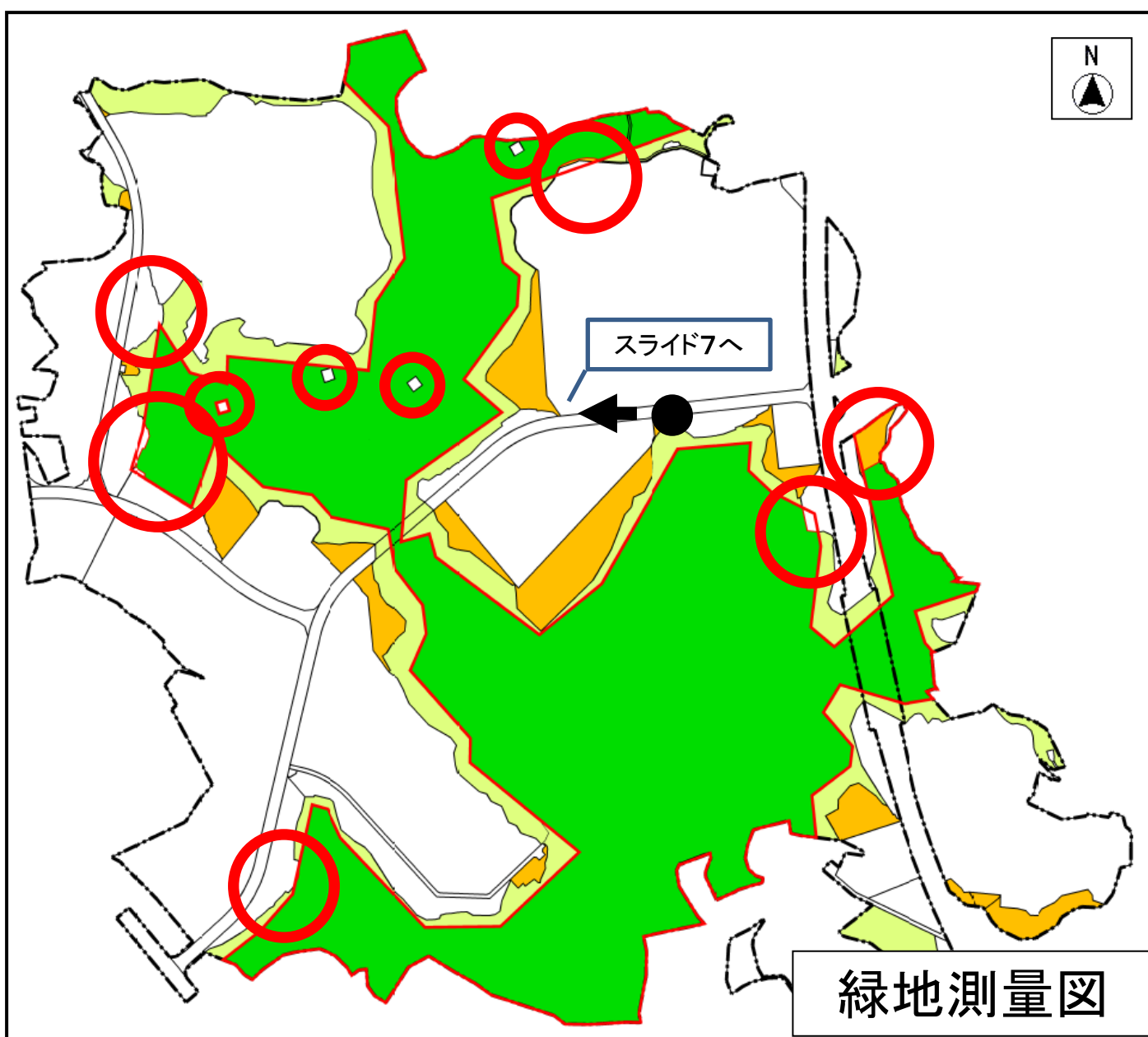
3 議案第2号 土地区画整理事業の変更

4 議案第3号 地区計画の変更

5 今後の都市計画手続(予定)

■ 変更箇所

土地区画整理事業の進捗に伴い、鉄塔の位置が確定した部分、
構造物で保護した造成のり面などを、**都市計画緑地(4号下古沢緑地)**の
区域から**除外(区域及び面積の変更)**



【都市計画緑地】

- 変更箇所
- 変更前の区域
- 変更後の区域
- 地区施設の緑地(現在)
- 地区施設の緑地(追加)

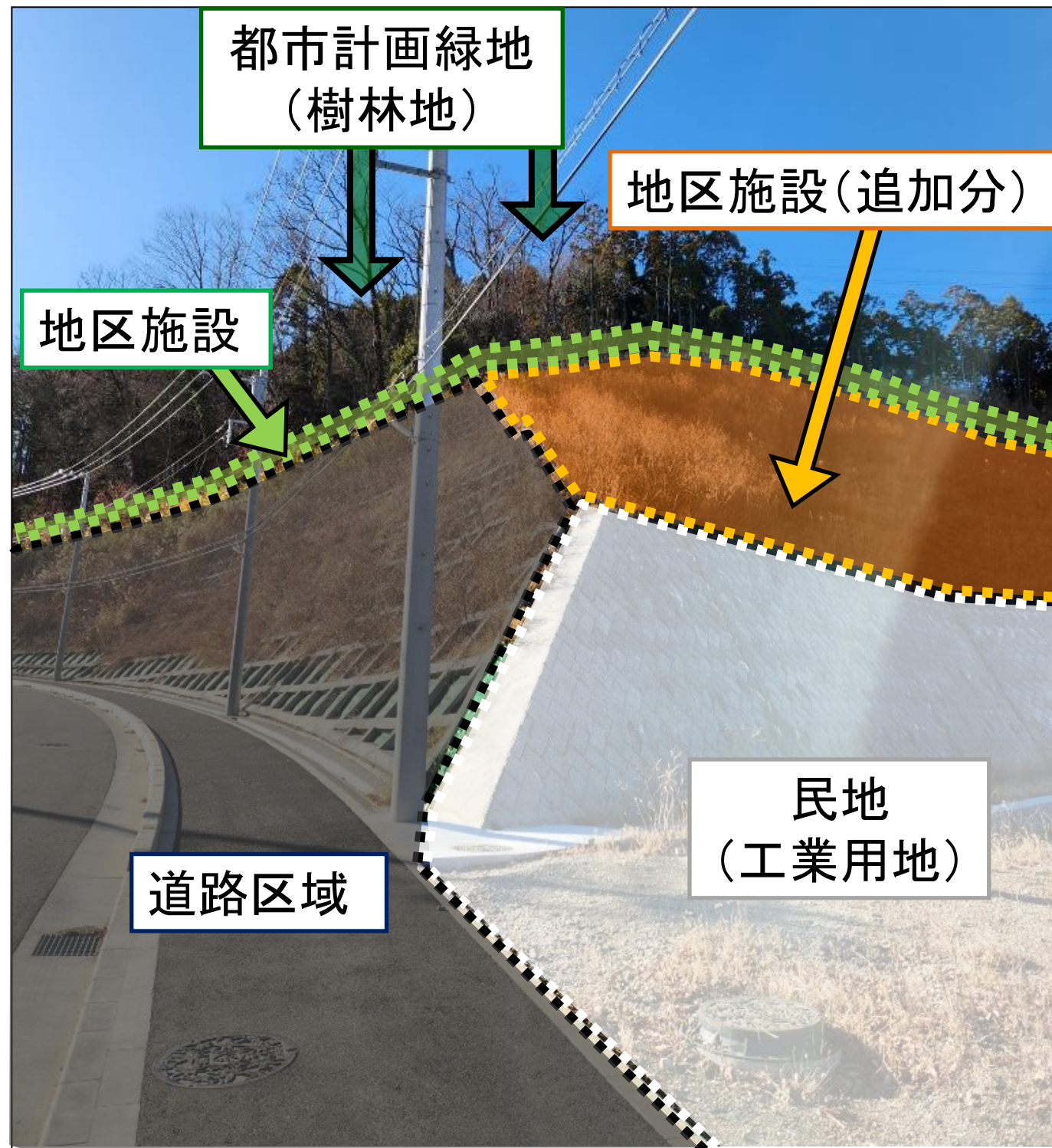
※「地区施設の緑地」は、「森の里東地区地区計画」において、地区施設として配置や規模を定めている緑地

※都市計画緑地の周囲に、緩衝帯として「地区施設の緑地」を配置する。

■ 現地写真



追加分の地区施設は
将来的に緑化されます。



都市計画緑地・地区施設緑地の面積

森の里東地区内の緑地

緑地種別	変更前	変更後	増減
都市計画緑地 (樹林地)	25. 7 ha	25. 4 ha	△0. 3ha
地区施設の緑地 (緩衝帯)	8. 6 ha	9. 5 ha	+0. 9ha
総緑地面積	34. 3 ha	34. 9 ha	+0. 6ha

地区計画の計画書【抜粋】 …議案書P17

地区施設の整備の方針
地区内の枢要な樹林地の周囲に緩衝帯としての緑地を適宜配置し、適切な維持・保全を図る。

1 都市計画変更の概要

2 議案第1号 緑地の変更

3 議案第2号 土地区画整理事業の変更

4 議案第3号 地区計画の変更

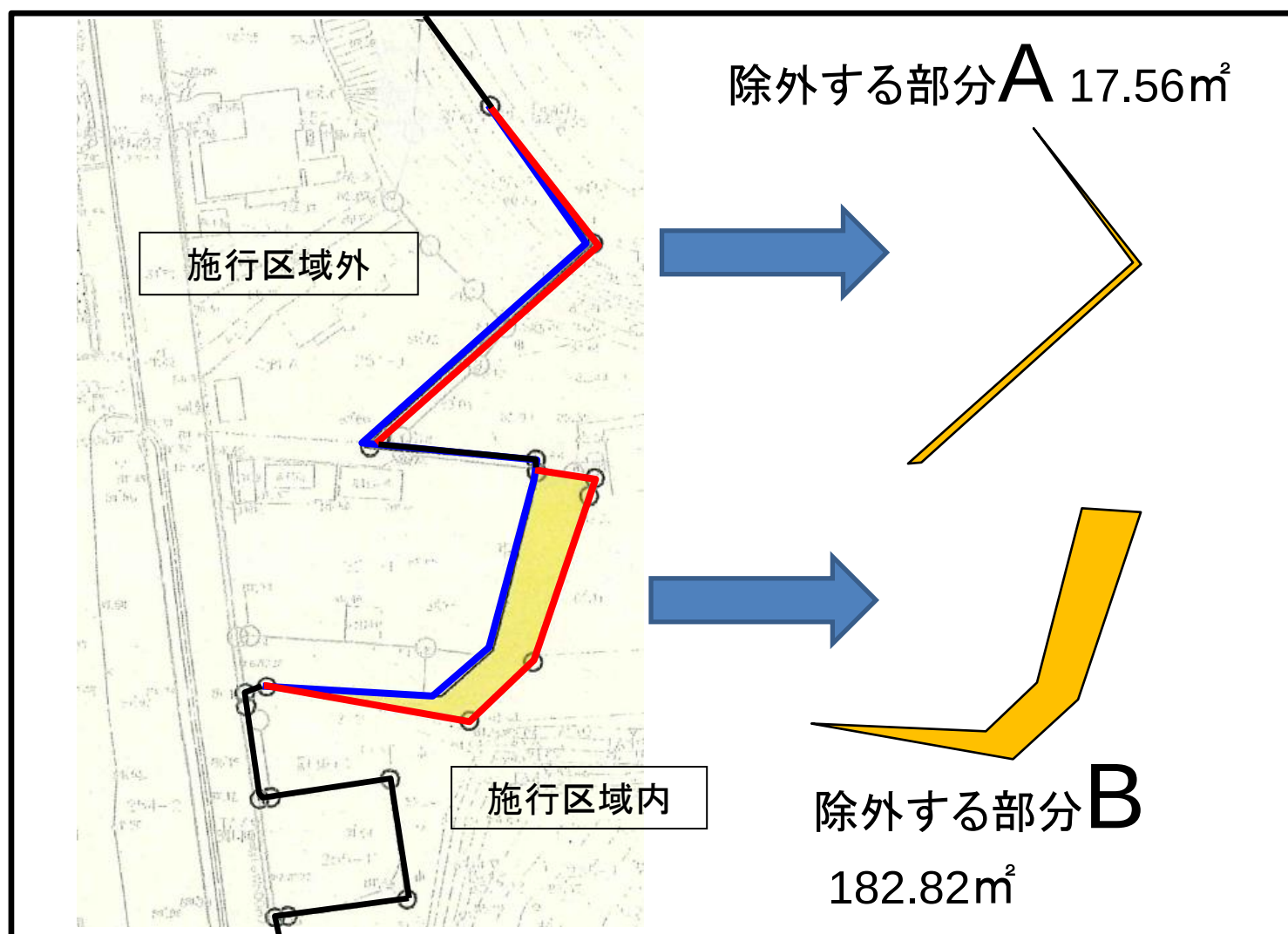
5 今後の都市計画手続(予定)

1) 変更箇所

境界の確定に伴い、**土地区画整理事業の施行区域を変更**

下の図の**青線**から**赤線**へ区域を変更

(=黄色で塗った部分を土地区画整理事業の施行区域から除外)



1 都市計画変更の概要

2 議案第 1 号 緑地の変更

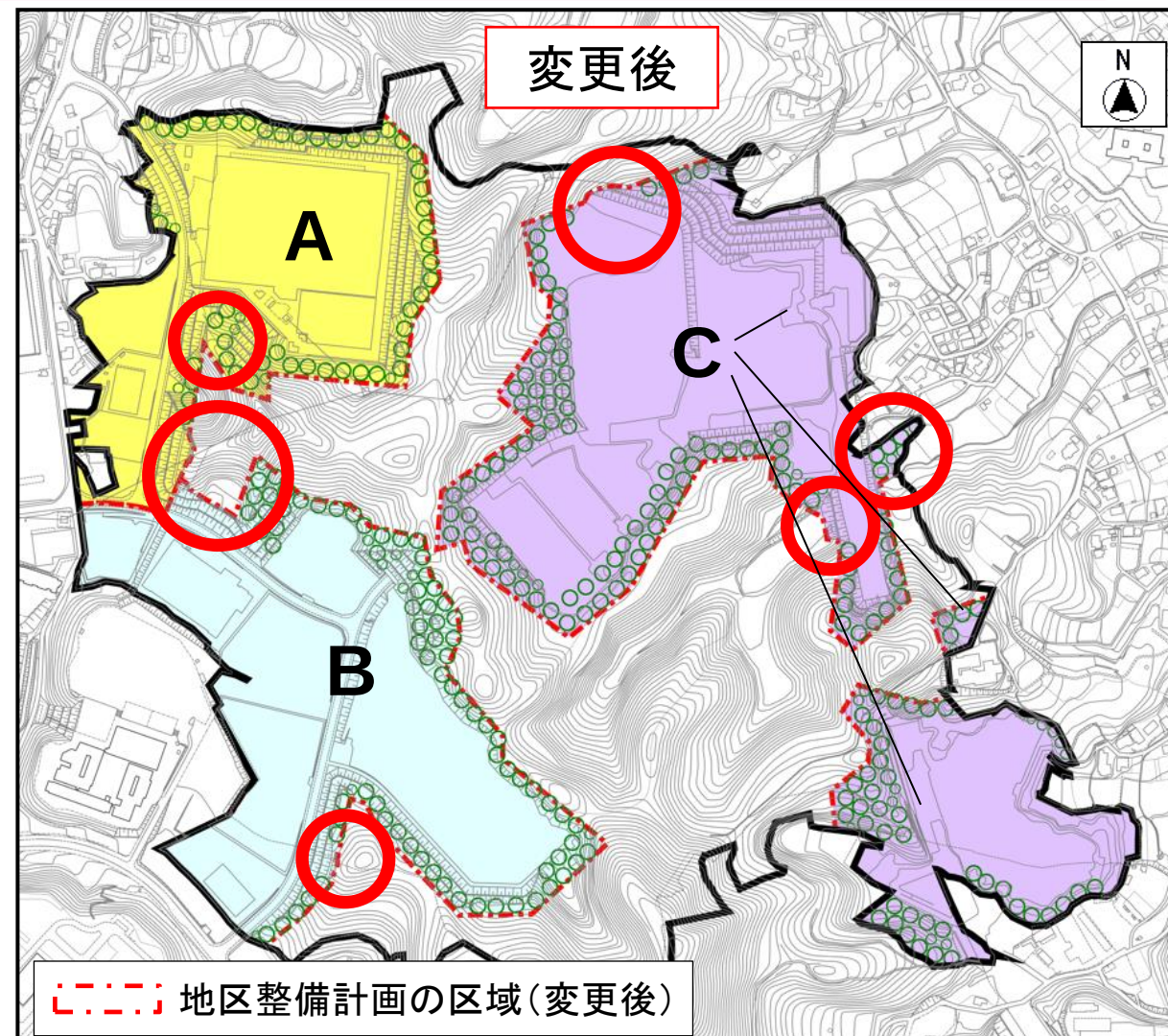
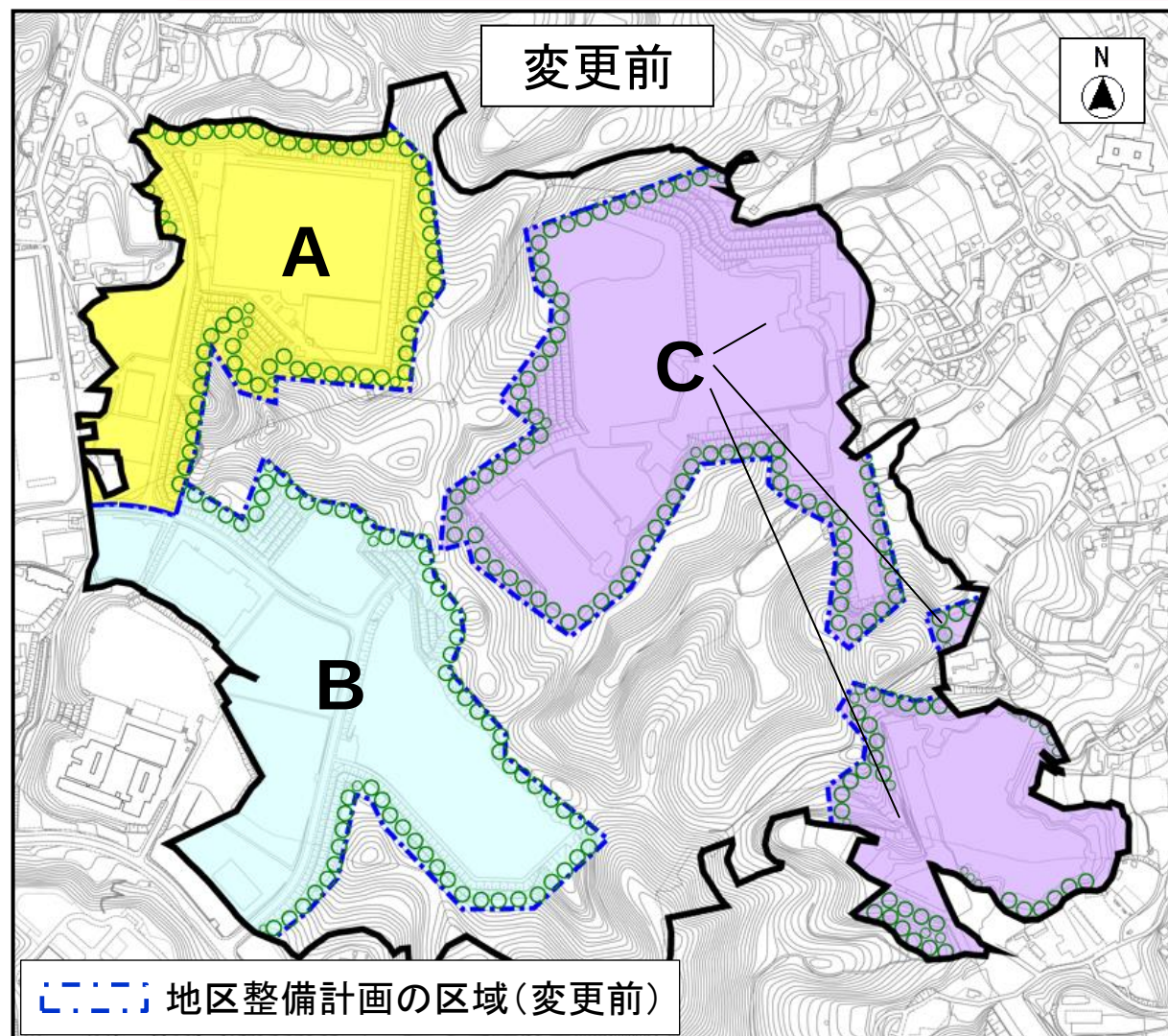
3 議案第 2 号 土地区画整理事業の変更

4 議案第 3 号 地区計画の変更

5 今後の都市計画手続(予定)

地区の区分境界の変更

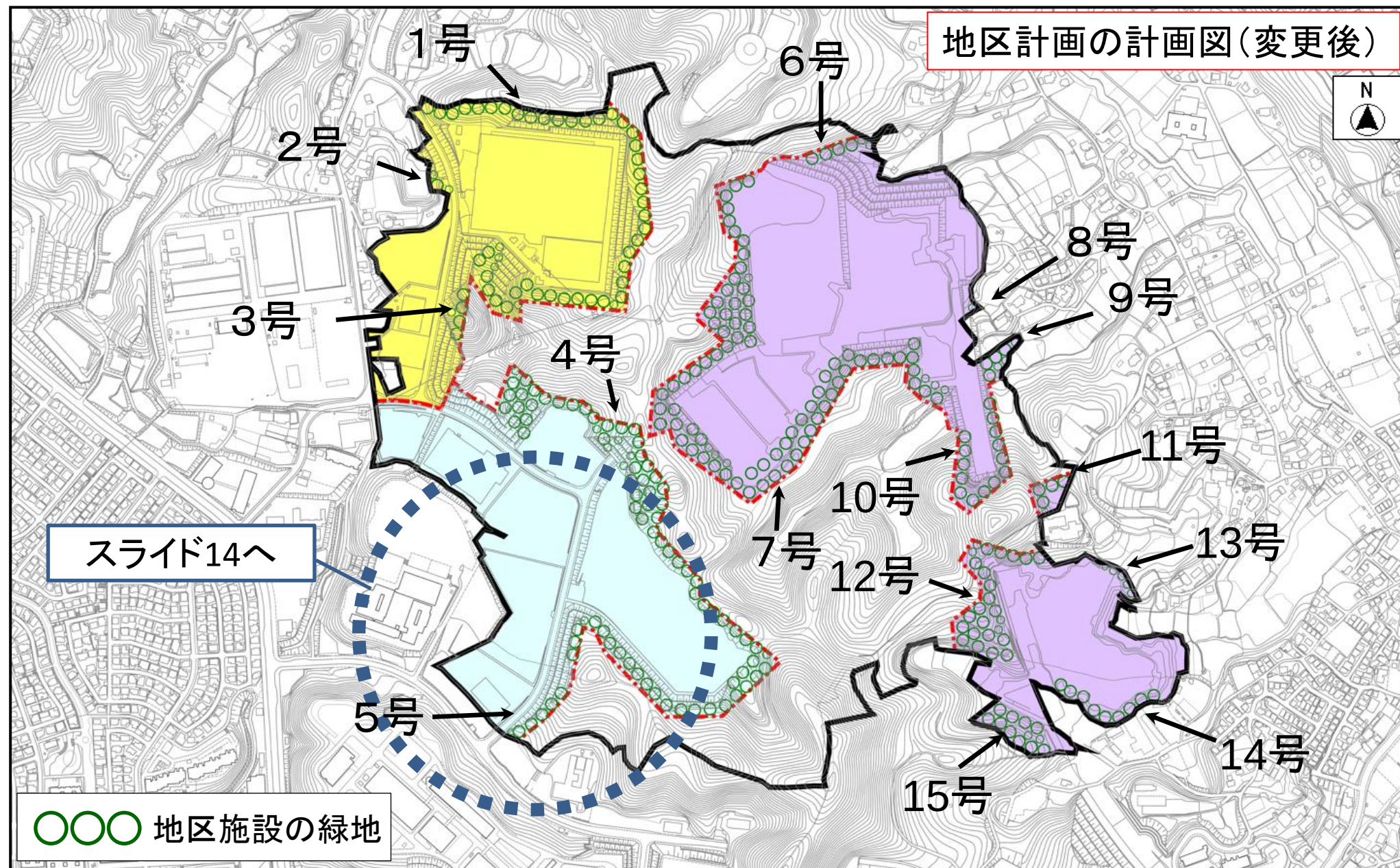
- ① 変更する都市計画緑地の境界に合わせ、地区計画で定める
「地区整備計画」の区域を変更する



地区整備計画：地区の区分		変更前	変更後
A	： 製造関連施設地区	9. 8 ha	9. 9 ha
B	： 研究開発・製造関連施設地区	13. 4 ha	13. 4 ha
C	： 流通業務施設地区	20. 4 ha	20. 6 ha

地区施設緑地の変更

- ② 地区内の緑地の境界の確定に伴い、地区計画で定める
「地区施設の緑地」の配置及び規模を変更



■ 地区施設緑地の変更

変更箇所（抜粋）

緩衝帯としての地区施設部分（左図の  ）が途切れる部分について
地区計画の計画図から地区施設の表示（右図の緑色の丸）を削除

緑地測量図（変更後）

のり面保護工
施工箇所

 地区施設の緑地

地区計画の計画図（変更後）

4号

5号

 地区施設の緑地

■地区施設の配置及び規模（議案書P25・P26）

変更前の地区施設の総面積

約 85,500 m²
(約 8.6ha)

変更後は



1号	約 15,100 m ²
2号	約 600 m ²
3号	約 1,700 m ²
4号	約 22,800 m ²
5号	約 1,000 m ²
6号	約 1,600 m ²
7号	約 30,400 m ²
8号	約 200 m ²
9号	約 1,300 m ²
10号	約 3,800 m ²
11号	約 1,400 m ²
12号	約 6,900 m ²
13号	約 1,000 m ²
14号	約 3,000 m ²
15号	約 4,000 m ²
総面積	約 94,800 m ² (約 9.5ha)

※ 地区施設の番号は新たに付番しています。

1 都市計画変更の概要

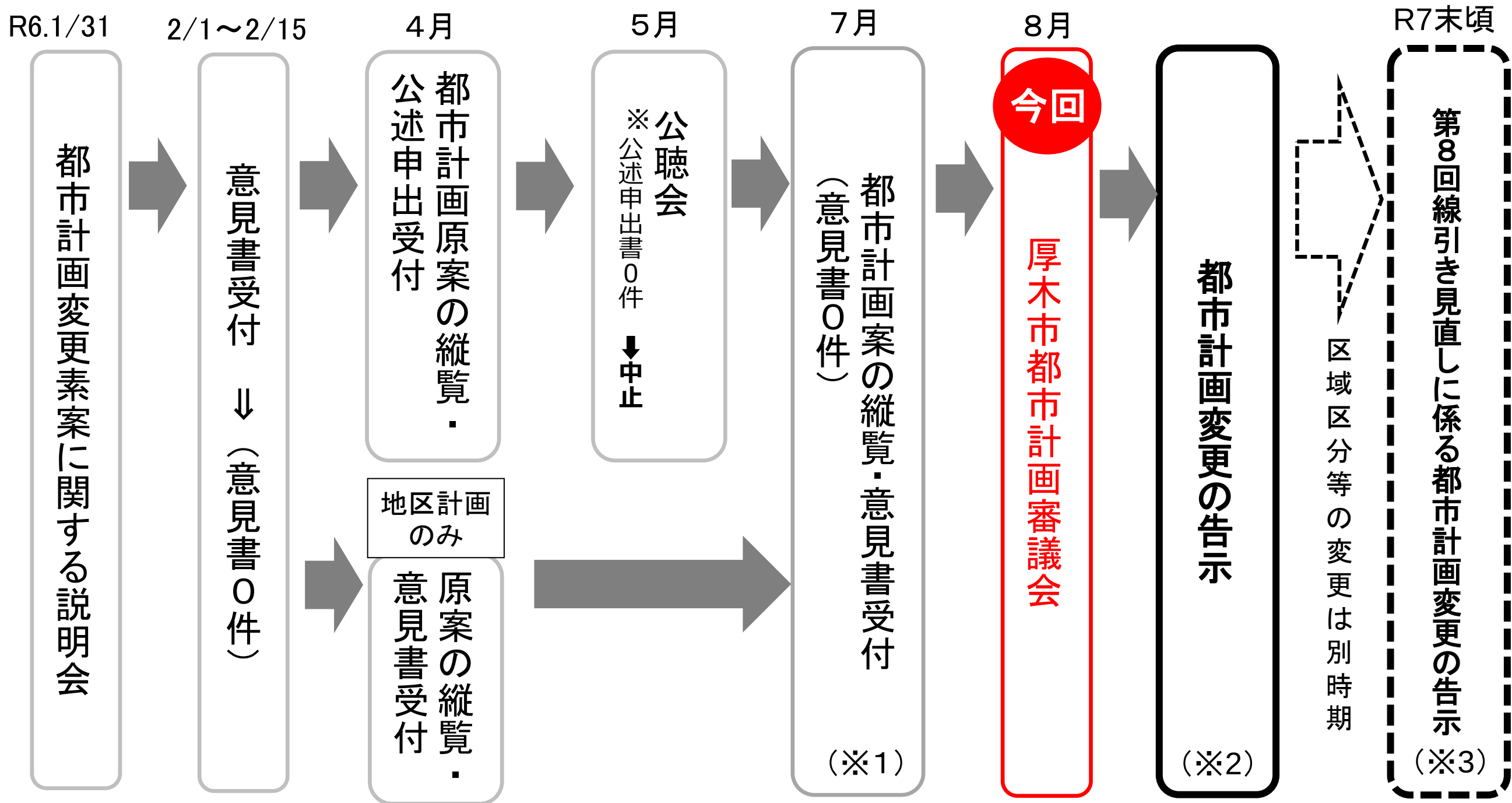
2 議案第 1 号 緑地の変更

3 議案第 2 号 土地区画整理事業の変更

4 議案第 3 号 地区計画の変更

5 今後の都市計画手続(予定)

6 今後の都市計画手続(予定)



※1 都市計画法第19条2項に、同法第17条第2項による都市計画の案に対する意見書の提出があった場合は、都市計画審議会に提出することとなっているが、意見書の提出はなし。

※2 変更する都市計画は『緑地』・『土地区画整理事業』・『地区計画(区域区分に関連の無い部分)』

※3 第8回線引き見直しで変更する『区域区分』等の変更は、令和7年末頃にまとめて行う。